

## II 障がい者福祉

### 1 制度の概要

#### (1) 福祉の対象となった経緯とその概要

##### 1) 制度

関連法令等：障害者総合支援法他

第二次世界大戦後、児童福祉法（1947年）制定に伴い障がい児への対応が始まり、軽度障がい者の職業的更生を中心とする身体障害者福祉法（1949年）施行後、1960年代まで精神を含む各種障がい者についての法整備が進み、1970年には施設福祉中心から在宅福祉への転換が図られ、その後、ノーマライゼーションや自立生活支援という理念をもとに、1982年には「障害者対策に関する長期計画」が策定された。

これらに基づき、平成15年度から支援費制度が実施され、居宅生活支援の分野が特に充実したものの、対象者が身体障がい者、知的障がい者に限られていたこと、地方自治体間でのサービスの提供体制に格差が生じていたこと、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難になってきたことなどから、平成18年4月には、制度上の課題を解決するとともに障害福祉サービスの充実と一層の利用促進を図るため、障害者自立支援法が施行された。

この障害者自立支援法は、利用者負担のあり方が応益負担（定率負担）であるため、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に反するとして訴訟が提起され、その結果、難病など「制度の谷間」を解消し、またサービスの利用者負担を応益負担から応能負担へと変更する「障害者総合支援法」が制定され、平成25年4月1日から施行されている。

これにより、従来の「障害程度区分」は、「障害支援区分」に改められ、「障害支援区分」は、障がいの多様な特性等に応じて必要とされる平均的な支援の度合を示すものとされた。

障がい者福祉では、支援区分に基づき制度化された障害福祉サービスが主要な施策であり、地域の特性に応じて実施する地域生活支援事業が付随して実施される。

これらの構成は、介護保険と類似している。

そのほか、主要な国の制度としては、障害者自立支援医療、障害年金などがある。

※「障がい」の表記について、伊達市は次の原則に沿っており、本報告書でも伊達市の表記方法による。

伊達市では、ノーマライゼーション社会の実現と心や文字のバリアフリーを推進するため、障害者の「害」の表記をひらがなの「がい」に改め、平成14年4月1日より実施しました。

① 「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ「ひと」を直接・間接的に

形容する場合は「障がい」と表記します。

② 法令などに基づく規定、制度名、施設名、団体名などの固有名詞は変更しません。

## 2) 対象

障がいは身体・知的・精神に区分され、これに難病が加わり、認定された支援区分と障がいの種類により、利用できる施策が異なる。

## 3) 目的

障害者自立支援法が障がい者の自立支援を目的としていたことに対し、障害者総合支援法では、個人として尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に明記している。

## 4) 福祉の終了

福祉サービスの終了（終期）は、障がいの解消、又は転出・死亡であるが、そもそも障がいと疾病の相違を考えると、治癒することが困難な場合を障がいとしているため、障がいの支援が必要な程度が軽くなることはあっても、障がいがなくなることで福祉の対象ではなくなることはないことが前提の制度である。

## (2) 伊達市の施策

### 1) 伊達市と障がい者政策

伊達市の障がい福祉は、昭和43年8月の「北海道立 太陽の園」の誘致と開設を抜きに考えることはできない。太陽の園は、当時「精神薄弱者」とされた人たちを対象とする更生施設であり、「閉鎖的な施設にしない」、をモットーに、全国に先駆けたモデル施設として400名を定員に設置された。

その後、「障がい者を地域に」、という政策の変遷を受け、地域生活移行への支援体制及び生活基盤の整備が進み、平成25年度では、100弱の支援住居に、約570人の障がい者が生活し、うち183人は一般企業に就労している。

### 2) 施策実施方法

障害者自立支援法は、障害福祉計画作成と、それに沿った施策の実施を求めていた。障害者総合支援法施行後も、施行までの経過措置の期間も、計画に沿った実施が求められている。平成24年度から26年度を対象とする「第3期伊達市障がい福祉計画」では、新法の下での目標を設定し、それに必要な障害福祉サービスや支援を計画的に提供することとしている。

## (3) 対象者数

### 1) 現況

平成25年度につき、伊達市と北海道全体の障がい者数を比べる。伊達市では、前に記載した経緯から、知的障がい者数の比率が高く、身体障がい者数はやや高く、精神障がいは低い。

障がい者の人数の中では、身体障がい者が多いが、65歳以上の比率が75.8%と、知的7.5%、精神15.6%に比べ突出して高い。障がい者では、加齢による疾病を原因として身体障がいの認定を受ける人の比率が非常に高いことが伺える。65歳未満の人数を見ると、知的障がい者数と身体障がい者数はあまり変わらない。

(単位：記載してない場合人)

H25年度における障がい者数の内訳											
身体障がい				知的障がい				精神障がい			
区分	人数	年齢要件	人数	区分	人数	年齢要件	人数	区分	人数	年齢要件	人数
1級	569	65歳以上	433	最重度/ 重度 (A)	195	65歳以上	22	1級	21	65歳以上	5
		65歳未満	136			65歳未満	173			65歳未満	16
2級	347	65歳以上	255					2級	115	65歳以上	18
		65歳未満	92							65歳未満	97
3級	377	65歳以上	286	中度/軽 度 (B)	243	65歳以上	11	3級	44	65歳以上	5
		65歳未満	91			65歳未満	232			65歳未満	39
4級	521	65歳以上	412								
		65歳未満	109								
5級	146	65歳以上	105								
		65歳未満	41								
6級	122	65歳以上	88								
		65歳未満	34								
計	2,082	65歳以上	1,579	計	438	65歳以上	33	計	180	65歳以上	28
		65歳未満	503			65歳未満	405			65歳未満	152

北海道全体との比較（平成25年度）

項目		身体	知的	精神	合計
伊達市	65歳以上比率 (%)	75.8	7.5	15.6	60.7
	65歳以上 (人)	1,579	33	28	1,640
	65歳未満 (人)	503	405	152	1,060
	計	2,082	438	180	2,700
	人口に占める割合 (%)	5.78	1.22	0.50	7.50
北海道	合計(千人)	301.6	53.1	40.0	394.7
	人口に占める割合 (%)	5.52	0.97	0.73	7.22
①÷②(倍)		1.05	1.25	0.68	1.04

## 2) 推移

身体、知的、精神の別に手帳を保持する人数の推移を示す。

身体障がい者数及び精神障がい者数は微減傾向にある。

(単位：記載がない場合人)					
区分	H21	H22	H23	H24	H25
身体障害者手帳保持者 (身体障がい者数)					
肢体不自由	1,272	1,311	1,343	1,343	1,288
聴覚・平衡機能障がい	174	169	168	168	156
内部障がい	506	510	517	517	494
視覚障がい	130	134	136	136	110
音声・言語機能障がい	29	29	34	34	34
合計	2,111	2,153	2,198	2,198	2,082
市民数	36,927	36,670	36,427	36,201	36,011
比率%	5.7	5.9	6.0	6.1	5.8
療育手帳保持者 (知的障がい者数)					
重度	191	185	199	202	195
軽度	222	223	243	253	243
合計	413	408	442	455	438
比率%	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2
精神障害者保険福祉手帳保持者 (精神障がい者数)					
手帳保持者	202	222	200	193	180
比率%	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5

(伊達市「市民福祉の概要」より作成)

#### (4) 歳出の推移

伊達市一般会計の歳出のうち、障がい者に関連する歳出の推移は次のとおりであり、伊達市の障がい福祉費は増加を続け、平成25年度には、平成19年度の1.6倍の水準まで増加している。それに伴い、一般会計に占める比率も上昇している。

ただし、伊達市では、職員給与等を総務費で計上しているため、担当職員の人件費は含まれていない。平成26年4月1日の障がい者福祉担当部署の職員数は、臨時職員等も含め、7人である(短期アルバイトを除く)。

(単位：千円)						
科目	H19	H21	H22	H23	H24	H25
一般会計歳出合計 (公債費除く、百万円) ②	14,618	15,353	15,913	16,753	16,136	16,381
①÷②%	5.2	5.9	6.6	6.3	7.3	7.7
H19を100とする推移	100.0	119.4	137.6	139.7	155.2	166.6
障がい者福祉費①	757,615	904,374	1,042,839	1,058,219	1,176,006	1,261,921
地域生活支援事業	40,321	36,043	36,860	37,285	40,350	31,579
だて地域生活支援センター等運営費補助金	25,000	15,000	10,000	10,000	0	0
福祉タクシー利用助成費	2,421	2,459	2,479	2,570	2,642	2,780
特別障害者手当等給付金	13,224	14,606	14,410	14,224	13,864	13,251
自立支援給付金	642,361	820,728	930,598	981,156	1,094,826	1,155,944
小計	723,328	888,835	994,348	1,045,235	1,151,682	1,203,554

#### (5) 関連施設

伊達市内の障がい者関連施設等は次のとおりである。

	サービス	事業所名	身体	知的	精神	定員	
	日中活動サービス	生活介護	優徳荘		○		50
生活介護		大滝学園		○		50	
生活介護		北湯沢リハビリセンター更生部	○			40	
生活介護		伊達リハビリセンター	○			80	
生活介護		大滝わらしべ園	○	○	○	40	
生活介護		太陽の園 きぼう		○		110	
生活介護		太陽の園 あおば		○		60	
生活介護		ワークセンターえるむ	○	○	○	20	
生活介護		太陽の園 ひまわり学園		○		30	
生活介護		ふみだす		○		40	
生活介護		ハーモニー		○		80	
生活介護		あつまーる		○		30	
生活介護		デイサービスセンターひまわり	○			25	
生活介護		デイサービスセンター喜楽園	○			25	
自立訓練（生活訓練）		i b o x			○	6	
就労移行支援		i b o x			○	12	
就労移行支援		第2ふみだす		○		6	
就労継続支援B型		ワークセンターえるむ		○	○	40	
就労継続支援B型		ふみだす		○		20	
就労継続支援B型		i b o x			○	42	
就労継続支援B型		第2ふみだす		○		22	
合計						828	
居住サービス		サービス	事業所名	身体	知的	精神	定員
	施設入所支援	優徳荘		○		50	
	施設入所支援	大滝学園		○		40	
	施設入所支援	北湯沢リハビリセンター更生部	○			40	
	施設入所支援	伊達リハビリセンター	○			80	
	施設入所支援	大滝わらしべ園	○	○	○	40	
	施設入所支援	太陽の園 きぼう		○		80	
	施設入所支援	太陽の園 あおば		○		60	
	施設入所支援	太陽の園 ひまわり学園		○		30	
	共同生活援助	だて地域生活支援センターらいむ	一部○	○	一部○	131	
	共同生活援助	サポートハンズころころ		○		42	
	共同生活援助	だて地域生活支援センターぴいす	一部○	○	一部○	197	
	共同生活援助	ゆうゆう		○		10	
	宿泊型自立訓練	i b o x			○	20	
宿泊型自立訓練	だて地域生活支援センター旭寮		○		20		
合計						840	

これらの多くは、障害者自立支援給付の対象施設であり、市が直営で運営しているものはない。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の種類

伊達市で定期的に実施されている事業には、次のようなものがある。

個別の事業の検討は、「補装具の支給事業」以外はこの順序で示している。

項目	平成25年度歳出(千円)	低利用	自己負担	市単独事業
障害福祉サービス	1,155,944		有	
自立支援医療	82,224		有	
補装具の支給	19,105		有	
地域生活支援事業				
相談支援事業	13,020		無	
コミュニケーション支援事業	※		有	
日常生活用具給付等事業	10,552		有	
移動支援事業	342	○	無 (一部補助有)	
地域活動支援センター事業	5,781		無	
日中一時支援事業	1,139		有	
更生訓練費給付事業	50	○	有	
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	0	○	有	
身体障がい者自動車改造費助成事業	100	○	有	
成年後見制度利用支援事業	5	○	有	
フレンドリーサマーキャンプ事業	194		有	
特別障害者手当	13,779		-	一部○
伊達市福祉タクシー・燃料併用助成券事業	2,780		-	○
身体障がい者福祉電話設置事業	60	○	無	○

※主として市の職員が実施している。

## (2) 利用度の低い事業

平成25年度での事業実績がゼロか極めて低い次表の事業につき、平成21年度からの利用状況及び事業費の推移を示す。

番号	名称	市単独事業	開始年度	年度別利用者数					年度別事業費(千円)				
				H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
①	移動支援事業	-	H18	11	5	9	8	4	191	159	438	368	342
②	更生訓練費給付事業	-	H18	46	36	4	3	3	117	85	121	65	50
③	身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	-	H18	0	0	1	0	0	0	0	100	0	0
④	身体障がい者自動車改造費助成事業	-	H18	1	1	0	0	1	96	100	0	0	100
⑤	成年後見制度利用支援事業	-	H24	-	-	-	0	1	-	-	-	0	0
⑥	身体障がい者福祉電話基本料金助成事業	○	S54	4	4	4	4	4	81	81	81	64	60

これらは、⑥を除き、地域生活支援事業のメニューである。地域生活支援事業は、市と北海道が協力して実施する事業とされている。道は事業概要を決めるが、伊達市は市の現況に合わせて事業を実施する。他の事業等と合わせて実施するなど、自由に統廃合することはできないが、現況を検討し、実施方法を改正することは可能である。

⑥は、利用者がいる限り停止しにくい事業であるが、現在の利用者については使用を継続する経過措置を設け、平成26年度から事業廃止されている。

また、③④を除き、高齢者でも同種の事業が実施されており、同様に利用度は少ない。それぞれの事業については、事業内容の検討の項に記載する。

## 3 個別の事業

### (1) 障害福祉サービス

#### 1) 事業の概要

① 目的・概要等

平成18年度、25年度に施行された障害者自立支援法・障害者総合支援法の基本となる事業であり、障がい者が基本的人権を保ちつつ生活できるようにするために、それぞれに応じた支援を行う。

② 財源・経緯

1割の負担を原則とするが、世帯の課税状況等により、上限額が決められている。

対象	負担上限月額(円)
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0
所得割16万円未満(障がい者の場合)	9,300
所得割28万円未満(障がい児の場合) 通所支援・ホームヘルプ利用	4,600
所得割28万円未満(障がい児の場合) 入所施設利用	9,300
それ以外	37,200

財源は国が50%、道と市が25%ずつを負担する。

ただし基準財政需要額に算入されることにより、交付税の対象となる。

③ 事業実施方法

個々の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に要支援の判定を行い、支給決定が行われる。平成25年の改正により、サービス利用計画を策定し、それに沿って支給されることが原則とされたが、まだ全ての要支援者の計画は策定されていない。

サービス自体は、社会福祉法人などが提供する。それぞれのサービス単価や、規模など、その他の要因も配慮してあらかじめ定められた算定方法に基づき、提供したサービスに応じて、実施主体に給付費を支払う。

実施主体からの請求等の事務は、実施内容のチェックも含め、北海道国保連合会が行い、これに基づき伊達市は国保連合会に給付費を支払う。

自己負担分については、各サービス提供者が徴収するが、高額の場合は、申請に基づき返還する。この手続きも、市が行う。

④ 主な内容

項目	主な支援内容
居宅介護	ヘルパー派遣による生活全般の援助。
重度訪問介護	重度障がい者に対して、上記に加え、外出時の援助を総合的に行う。
共同生活援助	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間に行う生活全般の援助。
生活介護	障害者支援施設等に主として昼間に行う生活全般の援助及び生産活動等の機会の提供。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間に行う生活全般の援助。
就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対する訓練、職場開拓、相談等の支援。
就労継続支援 (A)	雇用型。企業等に就労が困難な者につき、雇用契約に基づき、生産活動その他機会を提供する。
就労継続支援 (B)	非雇用型。通常の事業所に雇用されていた障がい者が年齢等により雇用が困難になった者に対し、生産機会等を提供する。

## 2) 対象

障がい又は難病のため、支援が必要な市民。

事業の内容自体は、介護保険に類似する。介護保険は現況が要介護状況であれば、疾病が原因で治癒する場合にも認定されるが、障がい支援の対象は、治癒しないものに限定される。また、障がい者が高齢化すると、本来は介護保険のサービスを受けることになるが、施設への入所が必要な障がい者の場合、介護施設には空きが無いことが多く、また障がい者施設への入所も長期化しがちであることから、長年住んだ施設を移動することも実際的には困難であることも多く、そのまま障害福祉サービスの対象になることがある。

## 3) 利用状況

区分	利用実人数(人)					金額(千円)				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
居宅介護	101	100	116	134	117	48,676	70,335	61,178	64,146	64,398
重度訪問介護	9	10	11	9	9	37,609	40,201	39,817	44,031	37,953
児童デイサービス※	49	55	59	52	-	11,403	13,076	12,766	703	-
障害児通所支援※	-	-	-	50	50	-	-	-	10,857	11,102
共同生活介護	88	103	119	125	130	126,840	156,466	173,732	187,584	196,007
生活介護	60	82	96	147	149	101,075	179,221	208,449	308,799	338,936
施設入所支援	15	33	41	84	79	13,360	36,726	43,988	90,009	91,157
就労移行支援	14	16	14	18	10	29,335	27,789	19,683	26,392	18,494
就労継続支援	80	82	100	142	142	98,646	113,835	139,689	181,923	206,072
旧法施設支援(身障)	25	9	8	9	-	85,712	31,469	29,677	2,454	-
旧法施設支援(知的)	65	53	39	6	-	149,787	125,283	100,673	1,167	-
特定障害者特別給付費	90	83	205	203	206	19,288	17,360	22,475	31,115	31,303
その他	16	26	25	56	141	16,947	22,724	19,267	51,415	56,035
合計	511	552	717	901	916	690,003	764,151	810,217	936,449	987,059
H21を100とする推移	100.0	108.0	140.3	176.3	179.3	100.0	110.7	117.4	135.7	143.1

※児童福祉法（障害児通所支援）に移行したため、平成24年度は1か月分だけが計上されている。

## 4) 認定

### ① 事務の分担

身体障害者手帳、療育手帳等の交付は、北海道の事業であるが、障がいの程度以外に、種類や周辺の条件などにより、支援の内容は異なる。このため、支援内容については、市が審査を行い、決定する。

### ② 事務の概要

#### ア) 手帳交付

道から各種障害者手帳交付等の通知と手帳が送付される。これらに基づき、諸データを伊達市のシステムに手入力する。

手帳は、障がい者世帯に送付するか、取りに来てもらう。各種の説明もあるので、取りに来てもらうことが多い。

#### イ) 障害福祉サービス利用

障害者手帳を持っていても、障害福祉サービスを利用しない場合もある。サービスが必要な障がい者でも、高齢で疾病により障害者手帳を受けたような場合は、制度上、優



先順位が高い介護サービスを利用する。

障害福祉サービスに関し、実際に利用できるサービスを認定する支援認定にあたっては、まず、市の職員が訪問して審査表を記入し、それを厚生労働省のシステムに入力すると、受給資格が判定される（1次判定）。

これをプリントアウトした1次判定表と医師の診断書を基に、5名で構成される審査委員会で審査を行う。

委員会は2班あり、それぞれが月に1回ずつ審査を行う。1回の審査は約7件前後である。審査の効果には期限が設けられており、期限が切れる前に再度審査する。

新規の発行に当たっては、期限を短くし、安定してくると、期限を長くする。

個別具体的に審査するため、詳細議事録は作成されていない。会議が実施される都度、その会議の対象者名簿等が添付されているだけで、審査資料等は個々の障がい者のファイルにつづられている。ファイルは、障がいの種類ごとに、五十音順に保管されている。

#### ウ) 高額利用

前に記したように、自己負担額が一定額を超えると、利用者の申請に基づき超えた額を返還する。施設等に入所している場合には、その施設が収納する自己負担部分が定められた額を超えないように事前の手続きを行う。

障害福祉サービスのほか、他法に基づき、補装具の支給や、障害児通所支援についても、それぞれに上限額が定められている。これらのサービスを重複して受けた場合には、それぞれの上限額までを一旦負担し、合算上限額までの支払額を返還する制度もある。

これらの場合に、利用者は自己負担額に関する領収書等を添えて申請を行い、それに基づいて市から高額部分を払い戻す。実際には、負担金が一定額を超えることは市で把握できるので、払い戻し手続きを行うように市が指導し、関連書類を提出させるため、適用が漏れることはない。

#### ③ 監査手続き（分析）

平成25年度の審査対象141件の内訳は次のとおりである。

平成25年度審査対象141件の内容。									
申請		1次判定と2次判定の差		障がいの種類※		判定の有効期限		障がいの種別※	
新規	18	3段階アップ	1	身体	77	12ヶ月	24	精神遅滞	62
継続	101	2段階アップ	8	精神	10	24ヶ月	41	慢性腎不全	17
不明	22	1段階アップ	60	知的	61	36ヶ月	76	てんかん	11
-	-	1次判定通り	72	-	-	-	-	-	-
合計	141	合計	141	合計	148	合計	141	小計	90
※障がいの種類は、複数を持つ人がいるので、141名よりも多くなる。									
※障がいの種別も、複数を持つ人がいる。理由に記載された人数が10名超の理由を記載している。									

1次判定から、支援度が下がった者はいないが、1段階以上アップした者は過半数に上る。

その理由をヒアリングにより確かめたところ、1次判定の判定は、知的な障がい者で

は特に低く出て、医師の診断書の記載内容等を勘案することにより、引き上げられるケースが多く、この点は、厚生労働省でも問題とされ、平成26年度の審査から改定されたとのことである。厚生労働省からの文書に、上記内容が記載されていることを確認した。

また、平成26年度4～7月の審査32件に対し、1段階アップが7件のみと、1次判定からの引き上げ割合が激減していることを確認した。

④ 監査手続き（抽出）

上記141件から、5件を抽出し、診断書等の内容が反映され、判定されていることを確認した。

このうち1件は、利用計画に基づき認定されているが、利用はゼロである。

（意見）計画には、次の2つのサービスについては、認定理由を記載しているが、普段の生活は安定しているとされている。サービスの必要性について、例えば「保護者がいる場合には生活は安定している」と記載するなど、より具体的に記入することが望まれる。

計画に記載されているその他のサービスについては、さらに必要性が感じにくい記載内容であり、サービスが必要と判断した根拠を明確に記載することが望まれる。

生活介護	保護者の外出時に備えて
短期入所	家族の不在時や緊急時に備えて

⑤ 監査手続き（高額利用）

平成25年度の払い戻し実績は2件（実質1件）である。

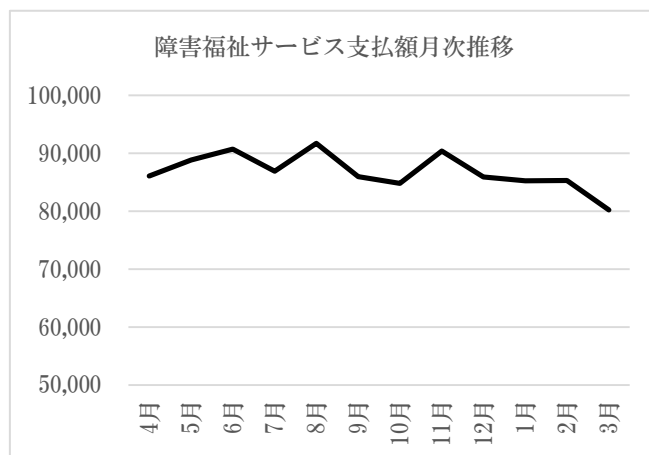
この1件につき、申請書が提出され、領収書等により支払の事実が確認され、上限額について規定に照らし確認されたうえで返金処理されていることを確認した。

5) 支払

平成25年度の主要な支払い月額の推移は次のようなものである。3月がやや少ないが、大きな変動はない。

（注：前月利用分を翌月に支払うが、療養費はさらに1か月遅く、2か月後に支払われる。）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
居宅介護	4,721	5,171	6,156	5,366	5,926	5,481	5,290	5,698	5,200	5,408	5,334	4,647
重度訪問介護	3,515	3,252	3,467	3,397	3,512	3,192	2,861	3,102	2,950	2,961	2,756	2,988
共同生活介護	16,317	16,379	16,419	16,442	17,041	15,999	16,197	16,585	16,032	16,533	16,346	15,717
生活介護	26,804	29,059	29,756	28,356	30,512	28,356	27,885	29,903	28,212	27,177	27,376	25,541
施設入所支援	7,737	7,662	7,770	7,593	7,866	7,931	7,537	7,791	7,534	7,339	7,651	6,743
就労継続支援 (B)	14,879	14,940	14,967	14,116	14,753	13,806	13,611	15,076	14,219	14,269	14,266	13,657
その他	3,603	4,133	4,237	4,083	4,162	3,895	3,808	3,710	3,731	3,580	3,609	3,532
合計	86,068	88,824	90,703	86,890	91,720	85,957	84,830	90,379	85,939	85,271	85,306	80,250



平成25年7～9月、1～3月を抽出し、北海道国民健康保険連合会からの払い込み請求内訳書に沿って支払われていることを確認した。

## (2) 自立支援医療（更生医療）

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度である。更生医療（身体障がい）、育成医療（18歳未満の身体障がい）、精神通院医療（精神障がい）に区分される。

#### ② 財源・経緯

医療保険の補完の役割を持ち、国が定める制度である。国が4分の3、伊達市が4分の1を負担する。

精神通院については道の事業であり、市の負担はない。

#### ③ 事業実施方法

それぞれ申請に基づき医療給付証を発行する。

要件に該当しなくなった場合には給付を廃止するが、身体障がいは治癒の見込みが極めて低い場合に認められるため、死亡や転出による廃止以外の廃止はほとんどない、とのことである。

医療費のうち、当制度から支払うべき金額は、毎月国保連から請求され、それに基づき支払う。利用実績報告等のために、全ての利用者の利用のシステムに手入力される。

### 2) 対象

要件に合致する障がいがあり、該当する医療の加療を受ける者。

### 3) 利用状況

平成25年度の更生医療の内訳は次のとおりである。

人数	入院	うち腎臓機能障がい	比率 (%)	入院外	うち腎臓機能障がい	比率 (%)	合計	うち腎臓機能障がい	比率 (%)
	329	283	86.0	2,223	2,157	97.0	2,552	2,440	95.6
金額	入院	うち腎臓機能障がい	比率 (%)	入院外	うち腎臓機能障がい	比率 (%)	合計	うち腎臓機能障がい	比率 (%)
	15,212,955	3,462,725	22.8	67,011,291	64,461,116	96.2	82,224,246	67,923,841	82.6

障害福祉サービスの対象にはならない障がい者でも、当更生医療の対象であることから、腎臓機能障がいにより透析の加療を受ける者が、数の上でも金額の上でも多数を占めている。

1回あたり金額 (単位:円)					
入院	うち腎臓機能障がい	入院外	うち腎臓機能障がい	合計	うち腎臓機能障がい
46,240	12,236	30,145	29,885	32,220	27,838

1回あたり金額は入院でも平均46千円と多額ではない。これは、高額医療負担の自己負担上限額から、さらに更生医療として給付されるためである。ただし、生活保護の対象者については、全額が更生医療から支出されるため、人数は少ないが単価は高くなる。

生活保護の受給人数

延べ人数(人)			支出金額(円)			1回あたり金額 (円)		
入院	入院外	合計	入院	入院外	合計	入院	入院外	合計
19	231	250	11,559,346	51,364,620	62,923,966	608,387	222,358	251,696

#### 4) 監査手続き

##### ① 申請

更生医療の申請ファイルを開覧し、北海道立心身障害者総合相談所の判定に従い、支給が決定されていることを確認した。

当制度は、所得により上限額が異なるため、申請者の同意書に基づき、所得調査等が実施されていることを確認した。

(意見) 生活保護の対象者については、生活保護担当部署から生活保護受給証明書を手入しているが、合わせて所得調査も行っている。生活保護受給証明書には、生活保護の開始年月日も記載されている。開始年月日が前年度以前のものについては、所得調査は不要と思われる。

##### ② 支払事務

更生医療の請求ファイルを開覧し、北海道国民健康保険連合会(国保連)等から毎月請求が行われていることを確認した。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性等

国の事業であり、市が独自に判断して実施するものではないが、高額医療費について、身体障がい者に対してさらに負担上限を下げる制度である。しかし、主な利用者は疾病により障害者手帳の発行を受けた透析患者であり、他の障がい福祉施策の対象とは大きく異なる。

## ② 利用状況

国民健康保険や伊達市医療の分析によると、伊達市には透析施設が多く、これにより医療費が押し上げられている、とされており、施設数は当制度の利用数にも影響すると推測される。

## (3) 療養介護医療

### 1) 事業の概要

医療の加療が必要な障がい者の医療費を、障がい福祉の扶助費として支出する制度である。対象は、長期に入院する医療ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者であり、伊達市全体で7名と対象者数は少数であり、平成25年度の実際の利用者は1～3名とさらに少ない。国の定めた制度であるため、対象や利用者が少数でも事業は維持される。

### 2) 実績

平成25年度の支払い実績は次のとおりである。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計・延べ
支払額(千円)	537	517	517	518	515	519	518	517	517	516	514	508	6,212
人数(人)	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	26

### 3) 監査手続き

社会保険1名につき、添付されている計算書から、自己負担額等の計算を確認した。

国民健康保険2名につき、自己負担額の計算書と所得証明等を照合したところ、一致した。

## (4) 市町村相談支援事業

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

地域生活支援事業である。障がい者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。

#### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく事業であり、伊達市障がい者計画に沿って設置されている。財源は、交付税措置の対象ではあるが、市の単独事業である。

#### ③ 事業実施方法

社会福祉法人北海道社会福祉事業団に、随意契約により委託して実施しており、事業団は、主任1名と相談員3名を配置する。

平成25年度の委託料は13,050千円である。

### 2) 対象

伊達市民である障がい者及びその関係者。

### 3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおりで、年度により、相談件数にはばらつきがある。相談の多い年は、電話等（eメールを含む）の件数が多い。

年度		H21	H22	H23	H24	H25
区分	身体	210	296	203	510	679
	知的	3,992	1,861	1,590	3,002	2,588
	精神	2,203	1,512	1,424	1,704	1,627
	発達		49	307	341	259
	その他	108	148	220	157	147
	合計	6,513	3,866	3,744	5,714	5,300
方法	来所	1,221	581	670	1,204	1,021
	電話等	2,650	1,678	1,657	2,148	1,856
	訪問	1,545	945	865	1,509	1,683
	同行	674	423	369	509	533
	代行	399	173	154	274	169
	その他	24	66	29	70	38
	合計	6,513	3,866	3,744	5,714	5,300

平成21年度から、障がい者の人数と、1人当たり相談回数の推移を示す。相談件数の多い平成21年度は、知的・精神障がいの人の相談回数が多いことがわかるが、相談数自体は年度ごとに波があり、傾向はない。相談に対するニーズは増えているとのことである。

区分		H21	H22	H23	H24	H25
人数	身体	77	100	83	185	191
	知的	668	520	480	693	993
	精神	289	273	312	327	382
	発達	-	9	26	55	101
	その他	29	52	62	56	90
	合計	1,063	954	963	1,316	1,757
1人当たり 相談 回数	身体	2.7	3.0	2.4	2.8	3.6
	知的	6.0	3.6	3.3	4.3	2.6
	精神	7.6	5.5	4.6	5.2	4.3
	発達	-	5.4	11.8	6.2	2.6
	その他	3.7	2.8	3.5	2.8	1.6
	合計	6.1	4.1	3.9	4.3	3.0

手帳保持者のうち、相談登録者数の比率は次のとおり。登録者数は伊達市手帳保有者を上回るが、他市からの登録があるためとのことである。

区分		H21	H22	H23	H24	H25
相談登録者数 ①	身体	77	100	83	185	191
	知的	668	520	480	693	993
	精神	289	273	312	327	382
手帳保持者数 ②	身体	2,111	2,153	2,198	2,198	2,082
	知的	475	467	498	512	498
	精神	202	222	200	193	180
①÷ ②%	身体	3.6	4.6	3.8	8.4	9.2
	知的	140.6	111.3	96.4	135.4	199.4
	精神	143.1	123.0	156.0	169.4	212.2

平成25年度の利用状況は次のとおり。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計・延べ
人数(人)	121	134	127	142	155	157	148	167	150	160	133	163	1,757
件数	372	462	468	536	509	531	458	423	395	412	335	399	5,300

#### 4) 監査手続き

##### ① 日報閲覧

毎日記録される「センター日誌」を閲覧した。

それぞれの相談につき、時間と項目、対応者と簡単な内容について記載されている。

特に対応が必要と思われる場合は、関連資料などを時系列にファイルする必要などから個別ファイルが作成されている。

平成22、23年度では、障がい者住宅入居当支援事業の記録が別途ファイルされていた。

日誌に「ハッピーサークル」（回復者サークル）の月例会及び活動に必要な支援という項目もあり、実施状況につき確認したところ、月に2回、料理教室などを開催しているとのことである。

（意見）回復者サークルであるハッピーサークルも、利用者あたり1相談として相談件数にカウントしているが、センター日誌には記載されていない。「ハッピーサークル実施」などとして、サークル活動の内容や参加者についてセンター日誌に記載することが望まれる。

また、日誌によると、「お金を渡す」という記載がしばしば見られ、金銭を扱う場合もある。金銭管理の代理は家族会が行い、当支援センター員がその取次ぎを行っているとのことであるが、市の委託する相談業務には含まれておらず、相談業務以外に付随して受託者が独自に提供する業務である。

（指摘事項）金銭管理については、市の委託業務からは外れるため、センター日誌に記載するべきではない。

相談業務と言いつつ、実施に近く、他の制度で対応できないものについて、引き受けている現状にある。市の委託からは外れているとはいえ、相談業務に付随して実施しているとも考えられ、金銭に関する事故が発生したり、権限のない行為をすることにならないよう、注意をもって現況を検討することが望まれる。

##### ② 契約事務

当事業は、社会福祉法人社会福祉事業団に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

契約額の推移は次のとおりであり、積算は作成されているが、日数の増加や単価変更の理由は明記されていない。

当事業は、平成25年度の制度改正を受け、受託者の業務が増加したことから、契約外の人員増を受託者負担で行った上で実施されているという現況を踏まえ、委託事務の実施内容を検討の上、積算を行っている最中とのことである。それに当たっては、委託事務以外の事務時間数が算入されていないことも含めて委託料の計算根拠が明確であり、また翌年度の実績と照合することもできる積算資料を作成する必要がある。

年度	契約額 (円)	増額理由
H22	10,164,000	-
H23	10,164,000	-
H24	12,015,000	人件費部分：単価変更保育士→保健師など、日数も増加
H25	13,020,000	人件費部分：市保健師臨時職員相当相談員の日数増加

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

地域生活支援事業として実施する事業であるが、個々の障がい者のニーズを各種施策に結びつける重要な事業である。

制度としてサービス利用計画の策定が義務付けられたが、計画の策定を当支援センターで行っていること、時間がかかる地域移行ケアを引き受けていることから、他の通常業務に支障を来すこともあるとのことであり、本来業務の時間を確保した上で、追加業務については別途契約することなどについても、市は検討をする必要がある。しかし、これにあたっては、センター日誌をより具体的に記載することと、追加業務について別途リストアップし、個別記録をリストと対応できる状況で保管することなどにより、本来業務と追加業務の時間数の集計などの実態把握が必要である。資料の保管方法や日誌の作成方法について、市はより詳細に指示することが望まれる。

### ② 利用状況

相談件数は一定の広がりを持っており、件数の増減に沿って配置人員を検討するものと思われる。

### ③ 負担水準等

利用者の所得等にかかわらず、無料である。事業の性格から見て、利用者に負担を求める性格のものではない。

実績を見ると、他市の障がい者の利用割合も多い。これは、当市に障がい者施設が多く、他市の利用者も多いことが要因であると推測できるものの、相談事業が他市でも実施する事業とされているが、伊達市に特に利用が集中しているのではないかについて調査のうえ、他市にも負担を求めることが可能か否かについて、検討が望まれる。



## (5) コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣事業）

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

手話通訳員及び手話通訳協力員を派遣し、聴覚、言語、音声機能に障がいのある方の意思疎通の円滑化を図る。

#### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

#### ③ 事業実施方法

手話通訳員1名は非常勤の嘱託職員であり、7名の手話協力員が登録している。市外への派遣要望については、委託により事業実施している。

### 2) 対象

聴覚、言語、音声機能に障がいのある市民であり、人数は20～30名とのこと。

### 3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
手話通訳員派遣件数	286	240	223	252	272
手話通訳協力員派遣件数	98	64	60	59	83
手話通訳協力員派遣件数(延べ)	143	85	73	76	105

平成25年度の利用状況は次のとおり。

月	25.4	25.5	25.6	25.7	25.8	25.9
手話通訳者派遣件数	21	22	22	26	20	19
手話通訳者派遣時間	37時間5分	47時間	37時間5分	46時間35分	53時間10分	40時間55分
月	25.10	25.11	25.12	26.1	26.2	26.3
手話通訳者派遣件数	23	20	21	23	26	29
手話通訳者派遣時間	63時間15分	42時間35分	51時間50分	24時間55分	35時間15分	46時間10分

### 4) 監査手続き

#### ① 事業報告書閲覧

平成25年8月及び9月を抽出し、実績の一覧表と申請書とを照合したところ、月初の1件を除き一致していた。この月初の1件は、全国ろうあ者大会参加で、もともと市の職員が随行していたものを通訳者のみが随行することになったが、市の事業であるため申請書を作っていないということである。依頼に基づかない派遣であるため、市事業などと記載することが妥当のようにも思われる。

(指摘事項) 申請書には、修正液で修正記入されたものがあるが、二重線で消して記入するなど、後日改ざんしたのではないということがわかる記入方法を指導する必要がある。

(意見) 申請書は、数か月前に作成されるものもある。申請書管理の点からも受付時に25-1など連番を付し、実績にもその連番を記入することが望まれる。

また、8月であれば、7件の派遣のうち、2件と5件は同一の依頼者によるものである。対象者が少ないため、同じ人が複数回依頼するケースも多い。

依頼の内容は、往診や買い物の付き添いなどが多い。常勤の職員は、市役所庁内の諸手続きの通訳も行う。何か問題が発生した場合にも、口頭による報告によってきたが、簡単な買い物の付き添い以外の業務も増加していることから、複雑な業務を実施した場合や、トラブルが発生した場合には、文書により報告することと改められている。

なお、現在のところ、それに該当するケースは発生していないとのことである。

## ② 契約事務

財団法人北海道ろうあ連盟に委託している。

委託団体以外に業務実施が可能な団体はないため、随意契約によっている。

委託費用については、料金体系は、道から指定されている。利用時間ごとに委託料が定められており、その時間内であれば、自己負担はない。何回でも利用できるが、超過すると超過料金が発生し、やや不利になる。伊達市は過去の実績を見て、年間36時間97,000円のコースを選択している。平成23年度は、利用時間が多かったため単価は高くなっているが、他の年は上限時間に収まっており、妥当と思われる。

年度	単位	H22	H23	H24	H25
プラン時間	時間	36	36	36	36
利用時間	時間	33	125	10.5	31.5
派遣件数	件	17	35	5	14
派遣人数	人	17	47	5	15
経費	円	97,000	319,500	97,000	97,000
1回当たりコスト	円	14,120	17,880	6,250	9,125
超過支払額	円	111,120	337,380	103,250	106,125

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

対象者は少数であるが、難聴者等以外で手話によるコミュニケーションが出来る市民も少なく、必要かつ公共で実施することが妥当な事業と思われる。

派遣の頻度が多いのは、病院受診等の付き添いである。

市民参加の教室である手話教室の状況を見ると、30名入った年もあったが、1年以内に辞める人が多く、特別な講習も必要な手話通訳協力員を育てるまでには至っていないとのことである。担い手の養成が今後の課題と思われるが、一方で、難聴者等もキーボードを使うなど、ニーズも変化しているものと思われる。

## ② 利用状況

利用者は年配の聴覚障がい等を持つ市民に限定され、20～30名と少数である。

市で把握している聴覚等障がい者の利用者は、40代までで、それより若い人は把握していないとのこと。その理由は、ろうあ学校が伊達市にないため、小樽のろうあ学校に行くとそこで就職することが多いことと、若い人は手話ではなく、キーボードで会話をしている可能性があることなどが理由として考えられるとのことである。

## ③ 負担水準等

利用者の所得等にかかわらず、無料である。事業の性質から見て、派遣料を徴収できる場合は限定的であると思われるが、遠方へ同行する場合の交通費や日当なども全て市費でよいのかと考えるとやや疑問であり、交通費等については依頼者が負担するなど、実費負担についての検討が望まれる。

## (6) 日常生活用具給付等事業

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

障がい者又は難病を疾患している市民に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便を図ることを目的とする。

#### ② 財源・経緯

平成18年度に、国の事業を引き継いだもので、多くの自治体で、従来の国の給付基準により運用されている。自己負担として1割負担を原則とする。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

#### ③ 事業実施方法

給付する品目と限度額をあらかじめ定め、その範囲内で購買又は貸与する。

支給を希望する者は、支給申請に見積書等を添えて提出し、市はその内容を確認の上、給付を決定する。それに当たっては、所得等を確認し、給付を受ける者の負担額も同時に決定する。

支給のうち、貸与の実績はない。購買にも、特殊寝台など長期間使用可能なものも各種定められているが、事業費のほとんどは紙おむつ、ストマ要装具の消耗品2種で占められている。

長期間使用可能なものについては、耐用年数が定められており、その期間を経過しなければ、原則として同じものを購買することはできない。

給付方法は、申請者の購買先に市が直接代金を支払う方法（代理受領）によっている。

### 2) 対象

伊達市に居住する障がい者又は障がい児。市民税非課税世帯の場合、自己負担がゼロになる。

### 3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

科目		H21	H22	H23	H24	H25
件数	ストマ用装具	662	723	700	804	759
	紙おむつ	102	90	120	132	144
	その他	26	29	23	38	45
	合計	790	842	843	974	948
金額 (円)	ストマ用装具	5,853,960	6,455,850	6,107,775	7,105,935	6,687,887
	紙おむつ	1,169,900	1,060,600	1,220,147	1,446,851	1,503,164
	その他	816,220	1,385,731	1,726,145	1,855,609	2,361,945
	合計	7,840,080	8,902,181	9,054,067	10,408,395	10,552,996

### 4) 監査手続き

自立支援（日常生活用具）給付者一覧を閲覧し、台帳が作成されていることを確認した。

台帳には、支給月等を記載する。貸与品については、貸与年数が決められている。貸与期間が過ぎても、市に返還されるわけではないが、貸与期間内に同じ品目を給付することはできない。この年数も台帳に記載することが望まれるが、障がい福祉管理システムにより、個別に貸与情報が管理されている。

（意見）購買にあたっては、過去の同品目購買の有無、ある場合にはその年数を確認の上で給付決定しているが、システム画面上で確認するため、確認したことについての証跡が残らない。

調査書等に、過去の貸与の有無と、過去の貸与がある場合は、前回貸与日と貸与年限を記入することが望まれる。

消耗品についても同様に、購入履歴を確認したうえで、給付可能かどうかを判断する。これについても、最終の購入履歴を記入し、給付可能と判断した根拠を記載することが望まれる。

この中から3件を抽出し、起案、決定通知、見積書、調査書が作成され、負担額について要綱に基づき、所得等を確認のうえ、決定されていることを確認した。

（指摘事項）消耗品-紙おむつ、ストマ用装具については、数量欄に月数が記入され、単価は月の上限額が記入されている。品目も紙おむつ、集尿袋、などと記載され、固有のメーカー名、は記載されていない。

実際には月額上限額より多額の支払いを要するとのことではあるが、購入単価の確認のためにも、購入した実際の数量、金額の記載を求めることが望ましい。

紙おむつなどの消耗品につき、1回の給付は6か月分を上限としているため、ほとんどの場合は6か月が請求され、「上限額×6」と記載された見積書により、購入店舗に6か月分の所定の額を支払う。しかし、この紙おむつの量は膨大であることから、店舗の預かり在庫とされ、使用の都度払い出し処理されることもあると思われる。その場合、支給対象者が途中で死亡したり、施設に入所することなどにより、不要になった場合に、在庫品が引き取られないまま返品処理されると、市の支払った対価が本来の目的に使用されず、購買店又は支給対象者の利益になることになる。このようなことのないような仕組みを構築することが望まれる。例えば、納入店舗を限定し、その店舗に対して納品実績の提出を求め、使用しなかった部分は市に対して返品処理をする契約とすることなどが考えられる。

また、6か月分が支給対象者に一度に納品された場合でも、死亡や施設入所等で不要になった部分については、市に対して返還することが本来であると思われる。

(意見) 結果的に返品されたような場合には、市に返金すべきである。これについて、要綱や支払い明細等に明記することなどの検討が望まれる。

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

制度変更時に、従来給付対象であったものが対象外となったことから、引き続き市で実施している事業であり、国が不要と判断した給付を継続しているともいえる。

高齢者にも類似の制度があるが、給付対象や自己負担の方法、事業の実施方法は異なっている。

制度の内容を検討のうえ、高齢者担当部署と合同して実施することなどにより、業務の手間やコストの低減が図れないかについて、検討することが望まれる。

また、給付内容については、定期的に見直しを行い、給付内容の変遷が分かるように、その見直し内容を記録の上保管することが望まれる。

### ② 利用状況

障がい者が日常に使用する品目を対象としているため、利用は安定している。

### ③ 負担水準等

障害福祉サービス、補装具、障害児童通所支援については、前に記したように、自己負担月額の上限額が定められているが、当制度の自己負担額はこれらには影響せず、利用額の1割を負担するが、日常生活用具独自の上限負担額が設定されている。

生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税所得割2万円未満	5,000円
市民税所得割2万円以上	10,000円

(7) 補装具の支給事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

身体に障がいのある方が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完する役割をもつ補装具を支給する。

国の定める制度である。

② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく国の事業である。

③ 事業実施方法

日常生活用具支給事務と類似する。

2) 対象

補装具を必要とする身体障がい者。

3) 利用状況

補装具費支給 購入						
科目		H21	H22	H23	H24	H25
件数	装具	40	17	21	13	19
	補聴器	16	18	21	27	21
	車いす	29	36	27	35	41
	電動車いす	5	0	2	2	4
	その他	16	9	12	13	22
	合計①	106	80	83	90	107
金額 (円)	装具	2,504,989	1,797,972	1,768,729	944,363	1,777,484
	補聴器	824,853	1,426,174	1,447,859	1,604,295	1,153,947
	車いす	5,656,621	7,673,830	6,609,700	7,519,972	9,005,362
	電動車いす	1,984,861	0	856,022	1,088,754	1,863,874
	その他	2,915,421	2,065,733	2,263,804	1,049,717	5,304,456
	合計金額 (円)	13,886,745	12,963,709	12,946,114	12,207,101	19,105,123

補装具費支給 修理						
科目		H21	H22	H23	H24	H25
件数		56	52	66	54	60
金額 (円)		1,327,150	1,805,960	3,003,712	2,122,101	2,278,568

4) 監査手続き

日常生活用具給付等事業と同じ。

2件については、所定の期間内に同種の補装具を購入していた。これは、極めて重度の障がいにより、補装具を持った移動が困難であり、施設と自宅の両方に置くために購入したものが1件、破損で修理不可能のため、貸与年数（耐用年数）内で買い換えたものが1件であった。

それぞれ、理由は制度の趣旨に照らし、妥当であった。このほか、児童の重度障がい者の場合、成長に合わせて貸与年数期間内でも再購入することがある、とのことである。

(意見) 日常生活用具給付等事業の項に記したように、貸与年数内の購入履歴をチェックした証跡を残すとともに、特別な事情などにより、貸与年数内で再購入する場合には、その理由を記載した上で決裁を受けることが望まれる。

## (8) 移動支援事業

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対して、移動支援事業にかかる費用を負担し、外出のための支援を行う。

#### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

利用時間が月に10時間を超えると、利用料として費用の1割を負担する。

#### ③ 事業実施方法

利用希望者からの申請に基づき、要綱の条件に該当するかの判定を「認定調査票」を使用して行い、利用可能な場合は、決定通知とともに「移動支援事業確認証」を送付する。

サービス利用時には、この確認証を提示する。

サービス提供は、同種のサービスを提供している2事業者が行う。実際にサービスを受けたい時には、事業者に直接申し込む。

サービス提供結果は、1月ごとに事業者から報告され、それに基づき市は、福祉サービス単価を参考にしてあらかじめ決定した単価で計算した金額を支払う。

### 2) 対象

市内に住所を有する者で、心身の状態から単独での外出が困難な満15歳以上のもの。

単独での外出が困難な判定要素としては、視覚障がいや車椅子の常用のほか、福祉部長が必要と認める者とされている。

### 3) 利用状況

給付の推移は次のとおりである。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	190,680	158,940	438,400	367,910	342,070
利用者数(人)	11	5	9	8	4
利用回数	27	23	40	34	33
1回当たり金額(円)	7,062	6,910	10,960	10,821	10,366

平成25年度の登録者数は19名であるが、利用者は4名である。

利用状況は次のとおりである。

事業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
リトルケア(株)	24,870	11,750	17,480	24,040	8,040	20,020	
NPO法人福祉事業団ひかりの家	0	23,300	0	23,300	23,300	26,650	
合計	24,870	35,050	17,480	47,340	31,340	46,670	
事業者	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
リトルケア(株)	14,180	6,560	19,680	17,480	23,390	21,450	208,940
NPO法人福祉事業団ひかりの家	0	19,950	0	16,630	0	0	133,130
合計	14,180	26,510	19,680	34,110	23,390	21,450	342,070

#### 4) 監査手続き

##### ① 申請

平成25年度の利用者のうち3名について、申請書が提出され、内容が審査されていることを確認した。

認定調査票は必ずしも作成されていないが、要件に合致することが障害者手帳等で確認できる場合であった。

##### ② 確認証

(指摘事項) 移動支援事業を利用するための確認証の利用票白地を確認したところ、数等確認されておらず、また記入前に全て押印されており、管理上不適当である。

しかし、利用人数が少数であることから、不正な使用が行われるとすぐにわかるため、リスクは小さい。白地の残り枚数も10枚くらいなので、枚数を数えていただき、管理簿を作成するよう依頼したところ、当報告書提出時点では、手続きは改正されている。

##### ③ 更新

一旦利用が承認されると、年度ごとの更新などはないこと、利用者が数名に限定されていることから、未利用者についての転居や死亡の把握が十分にはできていない。

担当部署によると、1名は該当外の者がリストに残っていると思われる、とのことである。市外に転出していながら、それを知らせずに伊達市民を対象とする当サービスを受けることも可能な状況ではある。しかし、外出支援というサービスの性質から、実際にサービスの利用を受ける場合には、居住地を確認したうえで事業が実施されるため、実際に市に居住する者以外が利用することは困難と思われる。とはいえ、全く更新がないシステムというものは、市が実施する事業としてはやや不適當であると思われる。

(意見) 年度ごと等に更新するか、福祉サービスシステムに登録し、転出等に対応できる体制にする事が望まれる。

なお、当報告書提出時点では、システム登録の対象とされ、異動等に対応するよう改められている。



## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

支援が必要である障がい者に対して、国が定めた福祉サービスの不足を補う事業といえる。

### ② 利用状況

実際の利用者数は3名と少ないが、制度の隙間に入っている障がい者を対象としているためと思われる。

### ③ 負担水準等

福祉サービスと同程度の負担も求めている。

## (9) 伊達市地域活動支援センター事業

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進する。

#### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であるが、従来から作業所として運営されていた施設を対象としている。財源は、基本部分600万円は、交付税措置対象ではあるが、市の単独事業であり、加算部分については道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

#### ③ 事業実施方法

特定非営利活動法人（NPO法人）かしわ会の運営する作業所(10名)に補助金を支出している。補助金は、実際に必要とされた経費を補助する精算型のものである。

### 2) 対象

通所できる障がい者であるが、現況では、特定の作業所に通う10名（うち伊達市民8名）を対象とした事業になっている。

### 3) 利用状況

項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
在籍者数	人	11	11	10	10	10	10	10	10
通所者延べ人数	人	1,722	1,905	1,905	1,934	2,122	1,912	1,696	1,523
開所日数	日	236	255	255	256	256	257	253	254
開催日当たり参加人数	人	7.3	7.5	7.5	7.6	8.3	7.4	6.7	6.0
在籍者のうち伊達市	人	8	8	8	8	8	8	8	8

人数は減少しているが、継続して作業を行っており、参加人数も登録者に比べ、非常に少ないという状況ではない。

補助金の推移は、次のようなものである。上段の団体事業は、平成25年度から他の事業に移行したため、当補助金としてはゼロになっている。

	(単位：千円)				
年度	H21	H22	H23	H24	H25
育成会地域活動センターあゆみ※	9,000	9,000	9,000	9,000	0
特定非営利活動法人かしわ会	6,230	6,271	6,256	6,260	5,781
合計	15,230	15,271	15,256	15,260	5,781

#### 4) 監査手続き

##### ① 審査

事業指定申請書に基づき、補助決定されていることを確認した。

##### ② 実施報告

実施報告が入手され、その内容が確認され、精算されていることを確認した。

補助金は、750万円の予算に対し、決算額は5,781,244円であり、利息323円を差し引いた額が補助額とされ、差額は返還されている。

(意見) 法人の収支報告書は入手されているが、貸借対照表等資産負債の状況を表す計算書類は作成されていないものと思われる。また、年次の事業活動に関する計算書としても、収支計算書が作成されている。強制適用されるものではないが、NPO法人には特有の会計基準が定められている。これは補助金のチェックにも有用であるほか、財政基盤も判断できる様式であり、NPO法人会計基準の導入を指導することが望まれる。

なお、別途、平成25年度の収支計算書に基づき作成したNPO会計基準に基づく計算書類を作成し、市に提供している。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性等

制度の趣旨に沿って、継続して事業を行う事業者に補助を行っている。

##### ② 利用状況

作業所は継続して稼働しており、登録者の半数以上が作業に従事しているが、特定の数名に偏った事業ではある。

人員が減少した場合には、事業の継続にも支障が出る可能性があり、今後の運営方法について、運営者と十分に話し合い、施設を活用する事が望まれる。

#### (10) 日中一時支援事業

##### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要等

日中において、介護する人がいないなどの理由により、見守り又は一時的な活動の場を要する障がい者及び障がい児に対して、日中一時支援事業にかかる費用を給付する。

## ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

## ③ 事業実施方法

利用希望者の申請に基づき、所定の判定用紙を用いて支給対象とするか否かを決定する。

市は、支給対象者の施設利用に対し、あらかじめ定めた金額を負担する。

支給方法は、支給対象施設から利用実績を記載し、負担額等を計算した上で送られてくる実績記録に基づき施設に直接支払う方法による。

## 2) 対象

市内に居住地を有する者で、障害者総合支援法に規定する短期入所の決定を受けたものであって、日中一時支援事業費の給付の必要があると福祉部長が認めるもの。

## 3) 利用状況

平成21年度からの交付状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	1,882,147	1,835,742	1,524,294	1,874,518	1,139,593
受給決定者数(人)	27	15	16	21	18
利用回数	692	797	585	527	306
1回当たり金額(円)	2,720	2,303	2,606	3,557	3,724

当事業で利用可能な施設は3施設である。

平成25年度の四半期ごとの利用状況は次のとおりである。

受け入れ先	(単位：円)				合計・延べ
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
(福) 室蘭言泉学園	264,619	377,436	155,800	112,312	910,167
(福) 北海道社会福祉事業団	79,092	63,474	60,603	16,857	220,026
(福) 伊達コスモス21	7,520	1,880	0	0	9,400
合計	351,231	442,790	216,403	129,169	1,139,593

## 4) 監査手続き

### ① 支給決定

平成25年12月から26年3月にかけて利用した11名につき、児童の状態を判断する児童調査票が作成され、障がいの程度に応じて単価が判断されていることを確認した。

なお、単価を検討するにあたり、「障害程度区分」とされているが、旧支援法の表記を踏襲していると思われ、「障害支援区分」等に変更することも検討が望まれる。

### ② 支払手続き

日中一時支援事業実績記録表が作成され、支給量(1月当たり利用可能日数)及び利用上限額が記入されていることを確認した。

前記11件につき、障害程度区分に応じて計算されていることを確認した。

なお、支給量は、利用者の状況や希望に基づき決定され、希望があれば増減させると

のことである。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性等

支援が必要である障がい者に対して、国が定めた福祉サービスの不足を補う事業といえる。

##### ② 利用状況

実際の利用者数は、10名強と多いとはいえないが、制度の隙間に入っている障がい者を対象としているためと思われる。

##### ③ 負担水準等

福祉サービスと同程度の負担も求めている。

#### (11) 伊達市更生訓練費給付事業

##### 1) 事業の概要

自立訓練事業又は就労移行事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

訓練を受けた場所、日数に応じ、月額1,050円～14,800円及び通所経費日額280円を、申請に基づき支給する。

平成15年、18年の支援制度改正に伴い、支援対象から外れた施設に対して、市費で支援を続けているものと思われる。

地域生活支援事業であり、財源は国が2分の1、道と市が4分の1ずつを負担する。

##### 2) 対象

平成15年3月末時点で重度身体障害者更生養護施設、平成18年3月末時点で指定視覚障害者更生施設・指定肢体不自由者更生施設・指定特定身体障害者授産施設であった施設につき、それ以降も引き続きこれらに準じた自立訓練等を行っている施設を対象とし、それらの施設に通う障がい者。

##### 3) 利用状況

更生訓練費給付事業					
年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	116,550	85,050	121,100	65,100	50,400
受給者数	46	36	4	3	3
1回当たり金額(円)	2,534	2,363	30,275	21,700	16,800

※受給者数は、平成22年まで延べ人数であり、利用者及び1人あたり利用回数は減少傾向にある。

平成25年度の利用状況は次のとおりである。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
支払額(円)	6,300	6,300	4,200	4,200	4,200	4,200	
人数(人)	3	3	3	3	3	3	
項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計・延べ
支払額(円)	3,150	4,200	3,150	3,150	3,150	4,200	50,400
人数(人)	3	3	3	2	2	3	34

#### 4) 監査手続き

支給額が要綱に沿って計算され、支給されていることを確認した。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性・利用状況

現在では、施策の対象が北湯沢リハビリセンターの利用者数名に限定され、また利用者の高齢化に伴い、職業訓練という意義は薄れている。事業の実効性は疑問であるが、支給額も少額である。制度改正時に支援制度から外れた者に対して市が従来の支援を続けたものであり、その時からの利用者がある限り継続する事業と思われる。

##### ② 負担水準等

自己負担を求める種類の事業ではない。

#### (12) 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

##### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要

自動車免許を取得しようとする身体障がい者に対し、取得経費の一部を助成する。免許取得費用の3分の2以内の額で、10万円を上限として支給する。

##### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

平成19年度から実施されている。

##### ③ 事業実施方法

当事業の給付を希望する者は、申請書に諸書類を添えて市に提出し、市は内容を審査後に要件に合致する場合、所定の額を給付する。

##### 2) 対象

伊達市内の免許を取得することが可能な身体障がい者であって、過去に当助成金の交付を受けた実績がないもので、運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれるもの。

### 3) 利用状況

当給付の利用状況は次のとおり。非常に利用度の低い事業である。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	0	0	100,000	0	0
受給者数(人)	0	0	1	0	0
1回当たり金額(円)	0	0	100,000	0	0

### 4) 監査手続

平成25年度に実績がないため、内容の検証は行わなかった。

### 5) 検討

#### ① 事業の妥当性等

身体障がい者の移動手段として、車の免許は重要であり、公が行うことにも合理性がある事業と思われる。

#### ② 利用状況

利用度の低い事業であるが、制度を置くこと自体にコストはかからない。受給資格の制限も合理的なものであり、給付額が少額すぎるために申請が少ないとも思われず、対象数が少ないことから利用も少ないものと思われる。

#### ③ 負担水準等

免許取得費用のうち3分の2を対象とする事業であり、上限も10万円に設定されている。

## (13) 身体障がい者自動車改造費助成事業

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

就労、通院その他用途のために自動車を改造しようとする身体障がい者に対し、改造費用の一部を、10万円を上限として助成する。

#### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。

平成19年度から実施されている。

#### ③ 事業の概要及び実施方法

当事業の利用希望者は、申請書を記入し、免許証、車検証、障害者手帳などの市が指定する書類を提出する。

市は、これらが要綱に合致することを確認し、合致していれば支給決定する。

### 2) 対象

通勤等に車両が必要である、世帯所得が一定額以下の身体障がい者である市民。

### 3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	1	0	3	1	1	0	0	1
金額(円)	35,385	0	296,600	96,000	100,000	0	0	100,000
1件当たり(円)	35,385	0	98,867	96,000	100,000	0	0	100,000

### 4) 監査手続き

平成25年度の申請につき、所定の書類が提出されていることを確認した。

見積書の額が10万円を超えることを確認した。

(意見) 申請書に記載された利用目的を見ると、生活に必要な活動ではあるが、要綱に明記されている「就労」ではない。このため、要綱の文言にストレートに合致するものではない。制度の趣旨を考えると「生活に必要な就労以外の活動」が「就労等」の等に含まれる要件であると思われる、その要件に合致することは確認の上で実施されているが、確認内容を申請書等と併せて保管することが望まれる。あるいは、要綱の要件記載方法につき、就労以外に利用の多い項目を明記するか、あるいは具体的な内容は明記せず、生活に必要な活動などと改めることが望まれる。

### 5) 検討

#### ① 事業の妥当性等

身体障がい者の移動手段として、車の免許は重要であるが、例えば手や足を使わずに運転できるような改造が必要な障がい者もいる。所得制限を付けた上で、公が行うことにも合理性がある事業と思われる。

#### ② 利用状況

利用度の低い事業であるが、制度を置くこと自体にコストはかからない。対象数が少ないこと、所得制限があることなどから利用も少ないものと思われる。

#### ③ 負担水準等

改造費用に対し、上限も10万円に設定されている。

### (14) 成年後見制度利用支援事業

#### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要

この事業は、判断能力が不十分な高齢者等に対して、成年後見人を設置する申立てを市長名で行い、申立費用及び成年後見人等の報酬を助成する事業であり、市民全般を対象としている。

##### ② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市

が4分の1を負担する。

平成24年度から実施されている。

③ 事業実施方法

利用希望者等の申請に基づき、要件に合致することを確認し、申立手続きを実施したり（市長申立て）、費用の助成を行う。

2) 対象

身寄りのない伊達市民で、障がい者に該当するもの。

3) 利用状況

平成24年度から実施されているが、利用実績は平成25年度1件のみであり、支出額は5,540円である。なお、裁判所の決定により、当費用は本人が負担することとされたため、後日返金されている。

4) 監査手続き

ヒアリングにより、事業実施の経緯を確認した。

5) 検討

① 事業の妥当性等

判断能力がないなどの理由で後見人を置く必要がある市民に対し、市が関与して後見人を置く事業は、公の行うべき業務と思われる。

成年後見人制度自体がセーフティネットの役割を果たしているが、公的分野がその利用を担保することでセーフティネットとしての役割が高まると思われる。

なお、当要綱は高齢者と共通のものであり、対象が障がい者であれば障がい福祉担当部署で事務にあたり、対象が高齢者であれば、高齢福祉担当部署で事務を行う。一括して実施することに比べ、非効率であるようにも思われるが、事務は協力して実施されている。

② 利用状況

利用者は1名と少ないが、今後も利用者が現れる可能性がある。

③ 負担水準等

対象者に負担能力がある場合は、費用助成は行わない。市の申立てにより、成年後見を受けることができるという安心感に重点を置くものと思われる。

ただし、平成25年度の実績を見ると、経費こそ5,540円と少額であるが、市の事務手数等は煩雑であり、人件費コストを計算するならば、費用は多額にかかっているともいえる。

(15) フレンドリーサマーキャンプ

1) 事業の概要

① 目的・概要

伊達市に在住する小中学生の障がいのある生徒を含む全ての生徒に対し、インクルー



シブ教育の考え方にもとづいたレクリエーションや創作体験などを通し、ふれあいや交流を深め、ノーマライゼーションの理念の醸成を図ることを目的として実施されるフレンドリーサマーキャンプに対して補助を行う事業である。キャンプは、日帰りレクリエーション事業として毎年1回開催されている。平成26年度の補助額は15万円であり、参加者は55人である。

② 財源・経緯

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業であり、財源は、道と国が4分の3、市が4分の1を負担する。平成26年度が30回目にあたる事業である。当初は宿泊キャンプとして実施されていたが、世話をする人の配置が困難であることなどから、日帰りのレクリエーションとして実施されている。

③ 事業実施方法

フレンドリーサマーレク実行委員会が計画実施する事業に補助を実施する。

2) 対象

伊達市内の小中学生であるが、特別支援学級の生徒とその兄弟は優先される。

3) 利用状況

平成25年度では、定員に対して申し込みが多く、一般児童の申し込みは、初日の9時で定員になったと記録されている。

定員増は世話をする人の数や、バス・レクリエーション施設の定員などの関係で難しく、回数の増加も委員会の負担を考えると難しいとのことである。

過去には参加者が少ない時期もあったとのこと、参加可能対象の年齢制限を変更するなどにより対応されている。

4) 監査手続き

平成26年度の委員会議事録、収支報告書、参加申込書等を閲覧し、事業が目的に沿って実施されていることを確認した。

平成26年度の収支の状況は次のようなものであり、2,593円の繰越金が発生しているが、雨天によりパークゴルフ場が使用できなかったことによるものとされている。パークゴルフ場の利用料は、13,750円と記載され、雨天にならなければ、事業費が不足していた可能性がある。

収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
補助金	150,000	需用費	97,266
参加者負担金	44,000	役務費	3,243
		2 使用料及び賃借料	90,900
		返金精算額	2,593
合計	194,002	合計	194,002

実行委員会の活動自体がボランティアベースであったり、職務との区分が難しい面もあると思われ、委員会の事務所もない。事業経費と市事務などの間で経費区分が困難な

ものもあると思われるが、当事業予算で購入し、次年度以降に使用できる消耗品は、一つの箱に入れて実行委員が保管している。

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

ノーマライゼーションの理念に沿って活発に実施されている事業である。

### ② 利用状況

利用希望者は多いが、これ以上の実施は困難である。

### ③ 負担水準等

平成25年度では、800円を自己負担額としている。実際にかかる費用は1人当たり3,500円程度であるが、実行委員の人件費を考えた場合、費用はかなり多額になる。自己負担額は、その都度委員会で検討されており、フルコストの負担を求める性質の事業ではないものの、一般的には、少なくとも食事にかかる実費程度（例年の平均額は1,500円前後）は自己負担とすることが多いように思われ、参加希望者が定員を超え、申込日の9時で定員を超える人気のある事業であることから、参加費の水準を上げることも考えられる。次回の検討にあたっては、これらのことも考えた上で、自己負担額を決定することが望まれる。

## (16) 手当

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

障がい者に対する手当として、国の制度として3種、伊達市の独自の制度が1種設けられている。

種類	対象	利用者数
特別障害者手当	20歳以上の政令で定める重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時の介護を必要とする障がい者	月額26千円強
障害児福祉手当	上記と同様で20歳未満の障がい児	月額14千円強
福祉手当	制度は廃止され、経過措置適用中	月額14千円強
伊達市重度心身障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいのある児童の保護者	年額12千円

伊達市重度心身障害児福祉手当は、年額12千円と定額であるが、年度途中で認定されても全額が支給され、年度途中で廃止されても、月割額で返還を求めない。

国の手当は、それぞれ物価にスライドして決定されるが、平成25年度途中で、特別障害者手当では26,620円から26,080円に減額になり、障害児手当及び福祉手当は同様に14,280円から14,140円に減額されている。

#### ② 財源・経緯

伊達市重度心身障害児福祉手当は、太陽の園が開園した年である昭和49年に設けられた制度であり、伊達市の単独事業である。

他の制度は国の制度であり、特別障害者手当及び障害児福祉手当が昭和61年に設けら

れ、これとともに福祉手当は廃止されている。

### ③ 事業実施方法

申請に基づき、要件に該当するか審査を行い、給付決定すると毎月あるいは毎年決められた額を給付する。

一旦給付開始すると、給付時に決められた期限まで継続して給付されるが、手当は施設入所者を対象としていないため、施設入所の有無につき、（伊達市のシステム画面で）確認する。

### 2) 利用状況

平成21年度からの給付実績は次のとおりである。

区分		H21	H22	H23	H24	H25
人数 (人)	特別障害者手当	349	328	340	364	347
	障害児福祉手当	326	351	319	262	256
	福祉手当	48	48	48	39	36
	伊達市重度心身障害児福祉手当	44	48	48	46	44
	合計	767	775	755	711	683
支出金 額 (千円)	特別障害者手当	9,228	8,672	8,961	9,563	9,092
	障害児福祉手当	4,688	5,047	4,574	6,880	3,646
	福祉手当	690	690	688	557	513
	伊達市重度心身障がい児福祉手当	528	576	576	552	528
	合計	15,134	14,986	14,800	17,553	13,779

伊達市重度心身障害児福祉手当のみ、実人数、年額。他は延べ人数月額

### 3) 監査手続き

#### ① 特別障害者手当・障害児福祉手当

平成25年度の申請について、所定の審査が行われ、承認された者については手当が支給されていることを確認した。

判定基準は障がいの種別に詳細に決められているが、基準に沿っているかについては、実態に関する判断を伴うものである。規定に沿って状況を記入し、判断しているが、その可否については、道の監査を受け、フローチャート等に沿って再度検討される。

平成25年度に却下したものにつき、却下理由が記載されて申請者に示されていることを確認した。

台帳と支給明細とを照合した。

また、平成25年度の支給につき、施設入所の有無等を確認した上で支給されていることを確認した。

施設入所等で支給が停止される場合の支給事務が規則に沿って行われていることを確認した。

#### ② 伊達市重度心身障害児福祉手当

平成25年度の申請について、申請書ファイルから、申請内容を検討の上で支給決定されていることを確認した。また、支給台帳に反映され、手当が支給されていることを確

認した。

#### 4) 検討

##### ① 事業の妥当性等

国の制度については、伊達市に決定する権限はないが、要件が極めて厳しいことから、対象障がい者数は少ない。

伊達市が単独で実施する伊達市重度心身障害児福祉手当は、制度制定当初から金額が固定化されていることから、年額で12千円と、少額を給付する事業になっている。

事業の実施継続の可否を含め、金額の水準や対象などについて検討することが望まれる。

#### (17) 伊達市福祉タクシー・燃料併用助成券事業

##### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要

心身に重い障がいのある市民の外出を支援するため、タクシー運賃や自家用車へのガソリン、軽油の支払いに利用できる助成券(500円×12枚)を交付する。

##### ② 財源・経緯

市単独事業である。

##### ③ 事業実施方法

申請に基づき、要綱に合致することを確認の上、利用券を送付する。

利用券の使用は、セルフサービスによるガソリンスタンドを除き、市内の供給店舗を網羅している。

##### 2) 対象

身体障がい2級以上、療育A、精神1級の者。

##### 3) 利用状況

平成21年度からの交付状況は次のとおりであり、交付率は半分弱で推移し、最近は低下傾向である。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
手帳所持者数(人)	1,005	1,006	1,016	1,222	1,217
交付人数(人)	470	440	471	512	520
交付率(%)	46.8	43.7	46.4	41.9	42.7
支出金額(円)	2,458,770	2,478,920	2,569,680	2,642,150	2,780,140
交付1人当たり単価(円)	5,231	5,634	5,456	5,160	5,346

##### 4) 監査手続き

##### ① 申請

平成25年度の申請書を閲覧し、申請書がファイルされていること、要件が検討されていることを確認した。

利用券は、市役所で一括して印刷したものを使用する。交付台帳の最終番号と保管さ

れている白地の利用券を照合したところ、整合しており、利用券も番号順に保管されていた。

対象	交付台帳最終番号	利用券白地在庫
1級	1,250	1,251
2級	2,130	2,131
療育	3,027	3,028
精神	4,001	4,002

## ② 支払

平成26年4月分を抽出し、1者の店舗からの請求金額、使用枚数と、利用券の回収分を照合したところ、一致していた。

回収した利用券には、車番号が記入されている。一部を抽出し、申請書の車番と回収された車番を照合したところ、当初から車番が記載されていない1件を除き一致していた。申請書に車番が記入されていないことについては、対象車両が複数であったり、買替予定がある場合などもあり、記入されないことがあるとのことである。

タクシー利用の場合、タクシー利用の都度利用券に記載された障害者手帳番号で本人確認をすることとされるが、それが実施されていることを確認する方法はない。

また、ガソリン等への使用については、障がい者又はその家族に限定しているが、実際に誰が給油しているかについて検証することは困難である。

事業実施コストを考えると、制度が想定している以外の利用をまったく不可能にするシステム構築は難しい事業である。

## ③ 使用

当利用券は、施設に入所した場合には受給資格を失うとされている。

年度途中で施設に入所した場合には、本来はそれ以降の受給権はないのであるが、月額上限額を定めている制度でもないことから、回収は行っていない。一方で、医療施設に入院した場合には回収することとしておらず、施設に入所しても通院などにより利用することがあることも考えると、施設入所により受給資格を失うとすること自体に理由付けが難しい。

(意見) 施設に入所する場合には利用できないとする理由につき、入院の場合には利用できることとの違いについての整合性も含めて明確にする必要がある。入院と入所の利用可否の違いについての理由付けが困難である場合には、入院についても利用できないこととするか、あるいは施設入所の場合も利用できることとすることが合理的であると思われる。いずれにしろ、入院と入所の取り扱いの差異について、根拠及び今後の対応につき検討を行うこととその検討内容を記録することが望まれる。

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

重度の障がい者に対して、外出を促し、交流を促す事業であり、目的は障がい者施策に一致するが、目的に対して給付は中途半端である。従来実施してきた政策をやめることができないため継続している可能性もある。

### ② 利用状況

申請率は逡減している。障がい者の高齢化により、施設入所のほか、疾病などによる入院も増加している可能性がある。

半分以上が利用していない実態を踏まえ、利用しない、あるいはできない理由について調査し、利用しにくい制度なのか、不要な制度なのかを見極めたうえ、実施方法につき、再度の検討が必要と思われる。

### ③ 負担水準等

1月あたり500円を市が負担するが、タクシー利用を考えると、1回の基本料金に満たない。外出に対して市の負担率は少ない。

## (18) 障がい者福祉電話

障がい者の電話設置や基本料金を助成する制度であるが、平成25年度の利用者数は3名と、携帯電話の普及などにより、利用者は激減していることなどから、平成26年4月から事業廃止されている。なお、現在の利用者については経過措置を設け、事業を継続している。

### (参考 伊達市の障がい者福祉施設等)

伊達市には、障がい者福祉施設が多数設置されている。

これらにつき、見学をお願いしたところ、お願いした施設全てで、快く承諾していただいた。

これらの施設は社会福祉法人により運営されている。運営費は、主として前に記した障害福祉サービス給付と自己負担部分で賄われる。

施設の中には、古くから設置されているものもある。これらの施設では、入所者の高齢化も課題となっている。入所者が高齢になる以前に、入所者の家族が高齢になるため、徐々に面接に訪れる回数が減少し、入所者が65歳を超えると介護サービスの対象となる。

本来は、介護施設に転入する必要があるが、施設の空きが少ないことのほか、施設を離れることは、知的障がい者や長年その施設で生活していた障がい者にとっては苦痛を伴うものである。家族自体が介護施設に入所したり、入院することもあると思われるが、介護施設と障がい者福祉施設は同種のサービスを提供していても、制度が異なることから同じ施設に入所することはできない。

これらの問題を解決することはできないが、障がい者福祉施設と介護施設を併設するこ

とは可能である。一部の障がい者福祉施設は、高齢者用グループホームなどを同時展開し、施設間の転所を可能にしている。

また、太陽の園が建設された当初から比べると、障がい者を地域に戻す政策が導入され、一定の援助を得ながら自立した生活を送ることが可能な障がい者は、街中のグループホームに居住している。

これにより、伊達市で農耕などの生産活動を行うことも目的として設置された施設では、生産活動が可能な障がい者が街に移動したこともあり、入所者の高齢化に加え、施設の設置時と状況が大きく変わっている。高齢化した入所者の医療加療のために遠隔地の病院まで毎日送迎する必要があるなど、自然の中で障がい者もある程度生産活動に参加しながら共同生活を送っていた施設が立地の特性を失いつつある。

伊達市では、太陽の園建設以来知的障がい者の数が増加していることから、日常的に知的障がい者が生活していることが普通になっている。伊達市における最大の障がい者福祉施策は、市民が障がい者に偏見を持たず、福祉対象としてではなく市民の一員として受け入れていることともいえ、一朝一夕では醸成できない伊達市の特徴になっている。

#### ※ 太陽の園

従来は北海道の施設として設置されたが、指定管理者制度の導入を機に北海道社会福祉事業団が譲渡を受け、土地は無償で貸与を受けている。

当初は400名の施設であったが、施設老朽化に伴い、建て替えて150名の施設にしている。30名が児童、120名が成人。

比較的大きな施設であり、階数により対象年齢や障がいの重軽が分けられている。最重度の階は、入所者が施設を破壊した跡がある、とのことで見学不可であった。

児童・生徒は、ここから園のバスで養護学校などに通学している。

太陽の園から街に出た人たちは、支援センターの運営する81のグループホーム、ケアホーム（各おおむね7名ずつ入所）、（別系列ではコスモス21の5施設）などに移行し、市民の中で生活している。

#### ※ 野ぶどう 施設の類型：グループホーム（旧ケアホーム）

通常のグループホームは、軽度の障がい者の生活する施設であるが、のぶどうは重度障がい者を対象としている珍しい施設である。

補助金等の助けを借りて建設されている。（運営する社会福祉法人に対する補助金を主な財源として建設されている。）

補助基準を満たすことが求められるが、それ以外に水回りなど、使う場所に必要なものを全て収納する、プライバシーに配慮する、など工夫されている。

※ その他グループホーム

市内に80ほど設置されている。民間のアパートや住宅を借り上げ、改装してグループホームにしているところが多い。1つの建物に、4から5名が居住し、世話人が昼夜交代で通い、食事など日常生活の面倒を見ている。施設は共有スペースと、それぞれの個室で構成される。トイレやお風呂は特別な設備を必要としていない。

一般企業に就労している者の多くはこのタイプのグループホームに入居している。

※ ふみだす 施設の類型：多機能型障がい者通所施設

通常の障がい者日中事業のほか、温浴施設やリラックスルームなどを備えている。温浴施設「湯ったり館」については、高齢障がい者向けの施設であるが、500円で60歳以上の一般市民にも開放している。社会福祉法人には、社会貢献事業を実施することが求められているが、その一例と考えられる。

事業運営を考えると、運営はタイトであると想像できる。備品など、運営者が自分で工夫して作っている。

※ i・b・o・x 施設の類型：多機能型障がい者通所施設

一般企業への就職を目指す授産施設と、一般企業では就労困難な障がい者への就労提供の両方を実施している。パン工房も持っており、市の施設内でも販売している。

建設当初に比べ、利用者が増えて手狭になっている。

※ 大滝学園 施設の類型：障がい者入所施設

知的障害者施設として設置された。定員50名のうち、最近建設したグループホーム（旧ケアホーム）へ10名が移動している。

大滝学園は、当時の大滝村の誘致を受けて、土地の無償貸与や職員向け公営住宅の建設などのメリットも提示され、建物は創設者の寄附により建設され、知的障がい者が入所し、畑を耕したり、軽作業も日中活動として実施してきた。

入所者の高齢化と、軽度の障がい者はグループホームなどに移転させることや、障がいの区分を設けないなどの政策転換により、入所者による農作業は困難となり、現在は職員を主とした家庭菜園のようになっている。

入所者は、札幌など道内から。最近では東日本震災により、福島から1名が入所したとのこと。

地域の行事に参加したり、学園祭を公開するなど、地域交流は活発に行っている。

高齢化などにより、毎日のように伊達地区の病院に誰かが通院している。緊急時などには大滝区には病院がないため、救急車で運んでいるとのこと。施設建設当初と、現在では政策も入所者の状況も変化している。現況を見ると、周辺で農作業などができるというメリットも薄れており、大滝区のような、医療に不便な場所に置くことには課題があると考



えられる。

入所者40名に対し、職員は24名であるが、職員の確保も大滝区のように都市からの遠隔地だと難しいとのこと。

※ わらしべ園 施設の類型：障がい者入所施設

当施設の創設者は関西在住の医師であり、脳出血などにより入院してきた患者の退所後の受け入れ先がないことなどから、施設を開設したもの。当時の大滝村の誘致により当地に建設されたが、創設者が乗馬療法を研修し、その実施に適した場所として認識したことが端緒とのこと。

もともとは、脳出血などによる半身不随の中高年を主として受け入れていたが、高齢者は別途医療の手当てを受けられる施設に移る必要があることから、知的障がい者などの障がい者が入所し、そのウエイトが高くなっている。

現在は、入所は定員に対して欠員がある状態で推移しており、ここでも、前施設と同様に、施設のロケーションと入所者の状況が合わなくなってきている。

なお、次の2施設は障がい者関連施設ではないが、北海道内ではここ以外にない特徴的な施設であるため、記載する。

※ バウムハウス 施設の類型：情緒障害児短期治療施設

昭和26年に北海道立の虚弱児施設として開園した有珠優健学園が、平成17年に社会福祉法人に無償譲渡され、情緒障害児治療施設バウムハウスとして移転開設された。北海道内ではここ以外にはない唯一の施設である。

北海道内の各児童相談所から、当施設に措置され、入所する。家庭で監護されることが困難な児童などで、社会的養護と心理的な配慮を必要とする児童が、措置される。

短期治療施設という名称ではあるが、これに対して「長期治療施設」があるわけではない。在所年数は、おおむね2年程度とのことであり、児童相談所の措置解除、措置変更等により、家庭や児童養護施設などに転出する。

生活スペースと治療スペースが設けられており、専門科の医師が週に3回来て診察している。治療スペースには様々な部屋が用意されている。

居住スペースの居室は、1人部屋から4人部屋まで。通常であれば低学年が4人部屋、高学年が1人部屋と想像するが、4人部屋は他人との共同生活が可能になると入ることができるとのこと。

※ 星の丘小中学校 施設の類型：小中学校

平成18年に建設された。平成27年1月末現在の在校生は41名である。

伊達市内からも通学可能ではあるが、全員が隣接するバウムハウスから通学している。

バウムハウスの前身の虚弱児施設内には有珠小学校の分校が設けられ、平成10年に虚弱

児施設が児童養護施設に変更し、平成11年4月には有珠中学校の分校が設けられた。平成18年にバウムハウスが開設された流れを受け、北海道では初めての特別支援学級のための小中併置校として建設された。

他に無い施設のため、設置設計あらゆる面で苦労したとのことである。

何人入学するかも予測できなかったため、現況では、一般の小中学校の施設に比べると、児童生徒数に対しては充実しているとはいえ、学力をつけていくことを考えると、理科室や家庭科室など専門教室がないことが課題と考えられている。